

新宿区地域公共交通会議設置要綱

制定平成20年3月13日

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、新宿区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の策定に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。また、(4)、(5)及び(7)は、対象地域毎に入れ替わることとする。

- (1) 新宿区長又はその指名する区の職員
- (2) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する東京運輸支局職員
- (3) 一般社団法人東京バス協会、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者、交通管理者
- (8) 学識経験者
- (9) 東京都環境局環境改善部長又はその指名する都の職員
- (10) その他の交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度末までとし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の補欠の委員の任期についても同様とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長及び副会長をおき、委員の互選により選任されたものを充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。
- 4 交通会議は原則として公開とする。
- 5 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 6 委員は、会議への出席を、第3条各号に定める当該委員と同等の資格を有するものに委任することができる。
- 7 交通会議の議決の方法は、全会一致を原則とする。ただし、議論を尽くしても全会一致に至らないときは、会長の提示する議決方法による。
- 8 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(分科会等)

第6条 会長は、必要と認めるときは分科会等を設置し、第2条各号に掲げる事項について、専門的な検討及び協議を分科会等に付託することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等の協議は、分科会等で行う。
- 3 分科会等の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 4 交通会議は、分科会等が検討及び協議した事項の結果について尊重する。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 交通会議の庶務は、新宿区みどり土木部交通対策課において処理する。

- 2 バス等の地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・相談窓口を定めるものとする。

(バス等新宿区の地域公共交通に係るご連絡・相談窓口)

新宿区みどり土木部交通対策課

連絡先：TEL 03-5273-4265

FAX 03-3209-5595

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月13日から施行する。

附 則（平成20年7月18日）

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則（平成27年10月1日）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月20日）

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

附 則（令和6年5月10日）

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

附 則（令和6年9月3日）

この要綱は、令和6年9月3日から施行する。